

廿日市市地域総合整備資金貸付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付業務の実施に当たりその基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

第2章 貸付条件等

(貸付対象費用)

第2条 貸付けの対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。）

(貸付対象事業)

第3条 貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）は、市が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
- (3) 事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が1,000万円以上のもの
- (4) 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの

2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は、原則として貸付対象から除外する。

(1) 第三者に売却し、又は分譲することを予定する施設

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設

（貸付対象者）

第4条 貸付けの対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

（貸付額）

第5条 貸付対象事業1件当たりの貸付額は、おおむね500万円以上とし、10.5億円を限度とする。ただし、貸付対象事業が複数年度にわたり実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的かつ複合的に整備するものである場合には、1件当たりの貸付額は、15.7億円を限度とする。

2 貸付対象事業1件当たりの第2条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額に用地取得費（その額が第2条第1号に規定する費用に3分の1を乗じて得た金額を超える場合にあっては、当該金額）を加算した額の35パーセントを限度とする。

3 貸付対象事業1件当たりの第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業1件当たりの貸付額の総額の20パーセント（貸付対象事業が試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては、50パーセント）未満とする。

4 地域力創造対策実施要綱（平成21年3月31日付け総行政第116号総務事務次官通知）に基づき選定された「地域力創造推進地域」又は「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は

特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）において実施される貸付対象事業に係る第1項の適用については、当分の間、「10.5億円」とあるのは「13.1億円」と、「15.7億円」とあるのは「19.6億円」とする。

5 1件当たりの貸付額に100万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（貸付利率）

第6条 貸付利率は、無利子とする。

（貸付対象期間）

第7条 貸付対象期間は、4年以内とする。

（償還期間等）

第8条 貸付金の償還期間は、15年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

（償還方法等）

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

（債権の保全等）

第10条 市は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

（貸付けの方法）

第11条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

（遅延利息）

第12条 借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第13条 第15条の規定による貸付けの決定を受けた者（以下「借入人」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人若しくは保証人が支払を停止したとき、又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 借入人又は保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

2 借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合で、市が請求したときは、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人が市が定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に違反したとき。

(2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

(4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

(5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。

(6) 借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき、又は義務の履行を怠ったとき。

(7) 借入人に関して他の債務のため仮差押え、保全差押え若しくは差押えがあったとき、又は競売の申立てがあったとき。

(8) 借入人が解散したとき。

(9) 保証人が前3号に定める事由のいずれかに該当したとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、市において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第3章 貸付手続等

(借入申請)

第14条 市から地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域総合整備資金借入申込書（別記様式第1号）及び事業計画書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市に申込みを行わなければならない。

- (1) 事業者概要書（別記様式第3号）
- (2) 設備投資等及び資金調達計画書（別記様式第4号）
- (3) 年度別損益・資金収支計画書（別記様式第5号）
- (4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- (5) 地域総合整備資金貸付に係る意見書（別記様式第6号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（貸付けの決定）

第15条 市は、前条に規定する書類を審査し、貸付けを決定するものとする。

2 市は、前項の規定による貸付けの決定に当たっては、財団が実施する貸付対象事業についての総合的な調査及び検討を参考にしなければならない。

（貸付けの決定の通知等）

第16条 市は、資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては地域総合整備資金貸付決定通知書（別記様式第7号）を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対してはその旨を通知するものとする。

（事情変更による決定の取消）

第17条 市は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付けの決定を取り消すことができる。

2 市は、前項の規定により貸付けの決定を取り消すに当たっては、財団の意見を参考とすることとする。

3 前条の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

（貸付金の交付等）

第18条 市は、第15条第1項の規定により貸付けを決定したときは、借入人と金銭消費貸借契約を締結し、借入人に対して貸付金を交付するものとする。

第4章 貸付金の管理

(貸付金の管理)

第19条 市は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。

第5章 事務の委託

(貸付け等に係る事務の委託)

第20条 市は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

(事務委託の手続)

第21条 前条に規定する委託に際しては、市は、財団と委託契約を締結する。

附 則

この告示は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 平成33年3月31日までの間は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「10.5億円」とあるのは「13.5億円」と、「15.7億円」とあるのは「20.2億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「13.1億円」とあるのは「16.8億円」と、「19.6億円」とあるのは「25.3億円」とする。

附 則

この告示は、平成27年12月1日から施行する。